

# 平成 30 年度 第 2 回岸和田市補助金、負担金等適正化委員会

平成 30 年 9 月 28 日(金)

本館 4 階第一委員会室

13 時 30 分～

## 次 第

1. 開会

2. 行財政改革の取組について（資料 1）

3. 補助金等のあり方・方向性について（資料 2）

4. 質疑等

5. 次回の委員会開催について

# 行財政再建プランの策定について《中間報告》

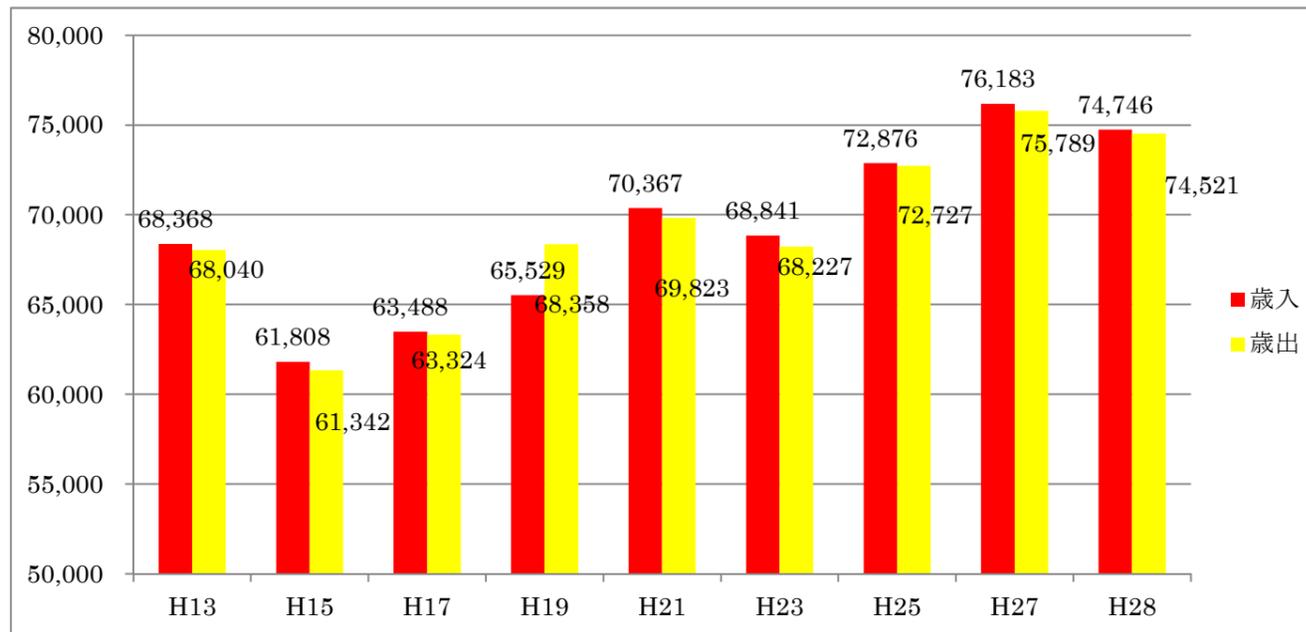
## 1 本市の財政状況

生活保護費や児童手当、各種扶助（援助）が、増加の一途をたどり、歳入・歳出規模は増加傾向となっている。

年度間の収支の均衡を財政調整基金で図っているが、基金への積立を行わず取崩しを続けて行くことになれば、数年後に基金が枯渇し有事の対応が不可能となる。

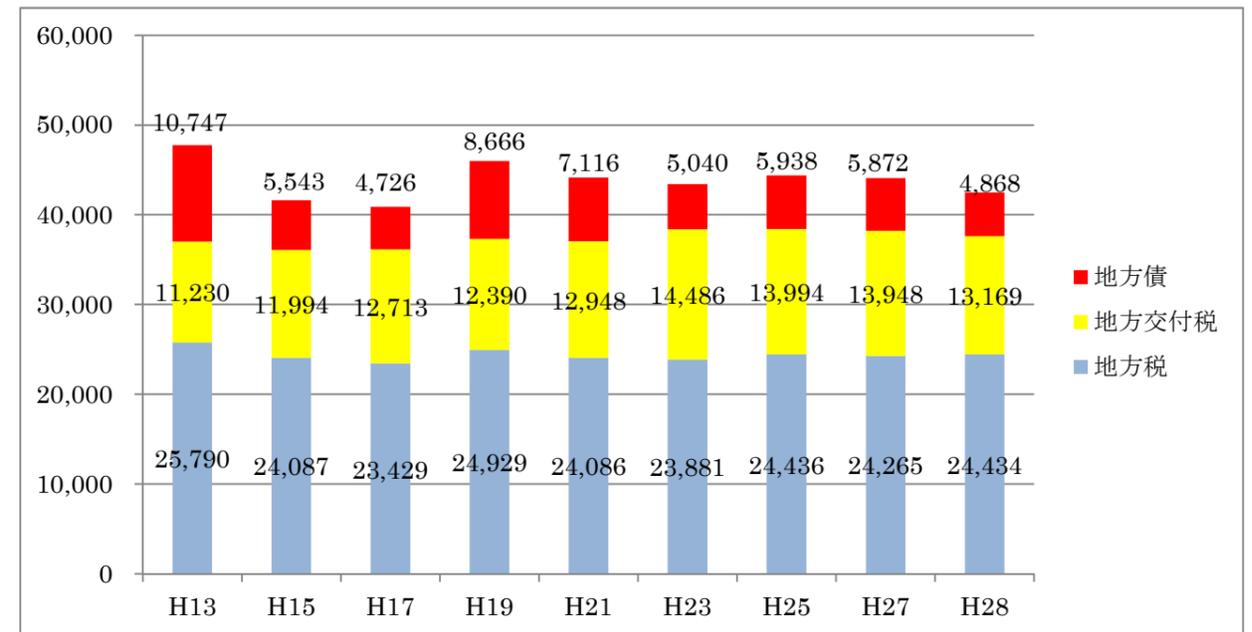
【歳入歳出決算（普通会計ベース）】

（単位：百万円）



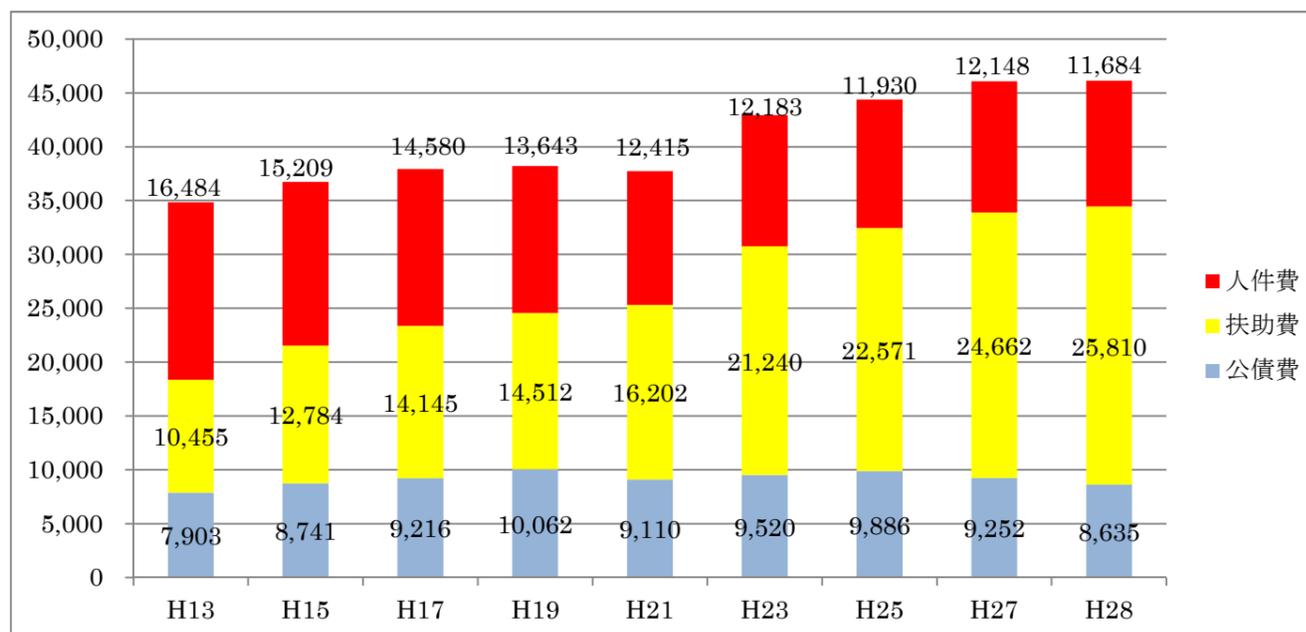
【主な歳入（地方債・地方交付税・地方税の推移）】

（単位：百万円）



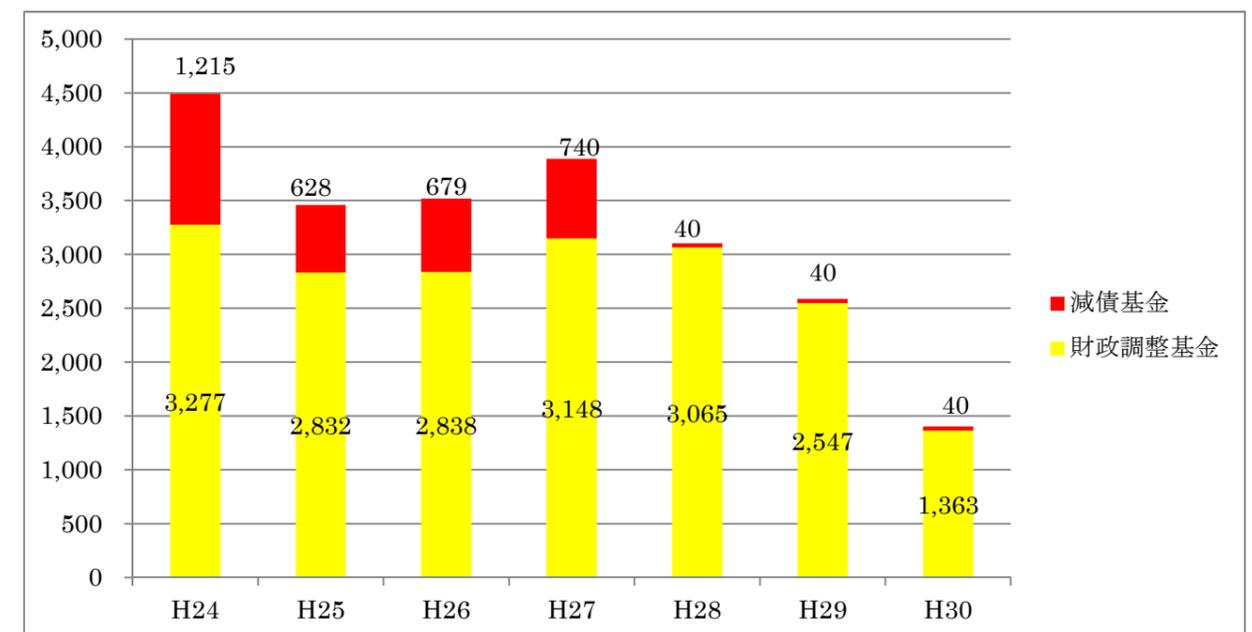
【義務的経費（人件費・扶助費・公債費の推移）】

（単位：百万円）



【基金残高の推移】

（単位：百万円）



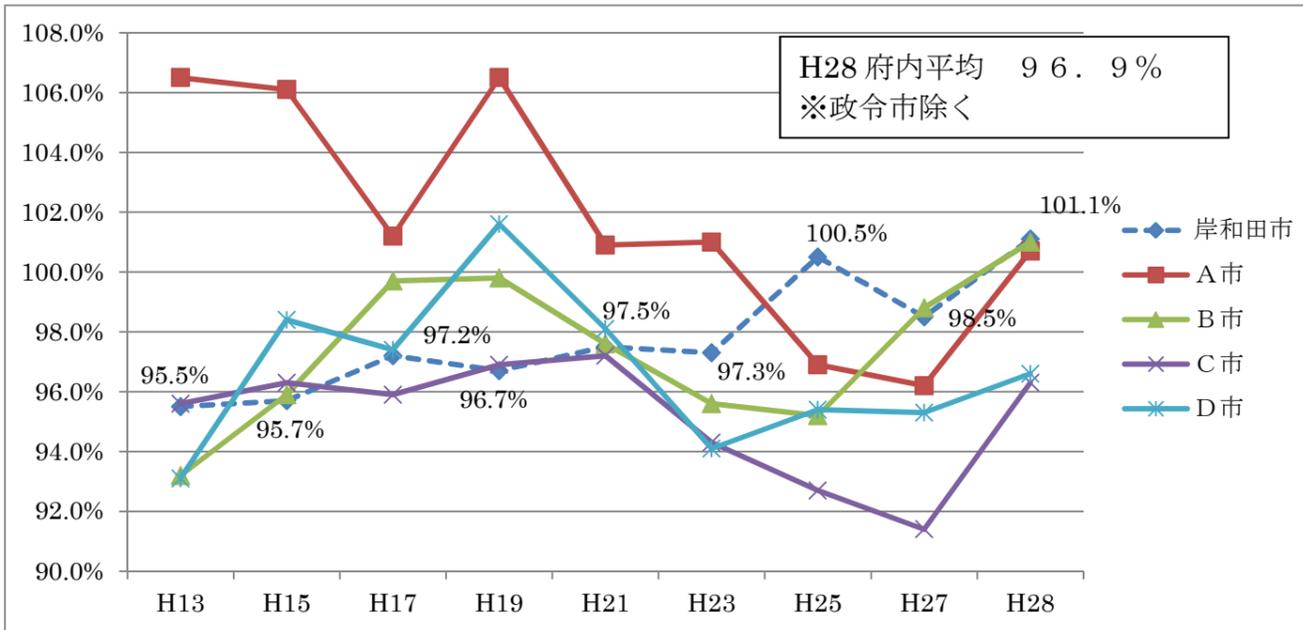
※H29年度は決算見込み数値、H30年度は6月補正予算までを反映

## ■本市と人口規模が類似する府内団体との財政状況比較

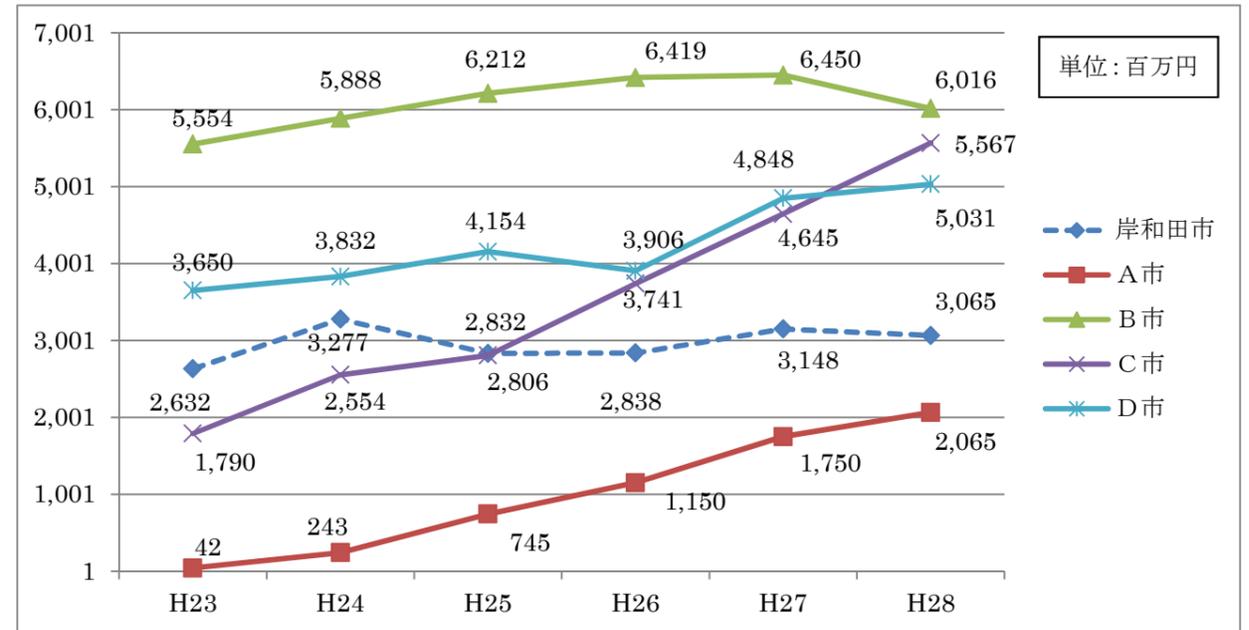
- ・ 経常収支比率は長期的にも高い数値で推移する中、近年は上昇の傾向にあり、類似団体並みに引き下げる必要あり。
- ・ 標準財政規模に比して本市の基金残高は少なく、今後の見通しも厳しいため、類似団体並みに基金を積立てる必要あり。

■標準財政規模（H28年度決算）  
 地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す指標で、当該地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標。  
 岸和田市 42,570百万円 A市 30,797百万円  
 B市 54,488百万円 C市 45,414百万円  
 D市 34,357百万円

【経常収支比率】



【基金残高の推移】



## ■財政危機(悪化)の要因と今後の改革の考え方

- ◎人口減少・少子高齢化が進む中、施策の見直しが進んでおらず、時代に合わない取組みが続いている  
 (例) 幼稚園や公民館など公の施設数が府内他団体と比較して多く、統廃合・民営化等が進んでいない
- ◎国や大阪府が示す基準に対する、いわゆる上乗せ・横だしの施策の見直しが不十分  
 (例) 社会福祉法人等への補助、人員配置（保育士の加配等）など
- ◎歳入確保が不十分で、改善の余地あり  
 (例) 受益者負担（使用料・手数料）、市有資産の有効活用（手法含む）など

⇒「市の役割を最適化」

⇒「行政サービス水準の適正化」

⇒「歳入確保・歳出抑制」に向けた取組みを徹底

## ■本市財政がめざす姿(目標)

- ① 年度間の収支の均衡等を図るための本市財政調整基金残高は平成29年度末で約25.5億円となっているが、本市の標準財政規模に鑑みて基金残高は、各年度とも40億円程度を維持することが望ましい。
- ② 集中改革期間（～2021年度）においては、当面の財源不足を解消するとともに、新庁舎建設の着手に必要な資金確保を含め、市政として実施すべき施策の財源確保に向け取り組んでいく。

## 2 集中改革期間（2018年度～2021年度）に財政効果が現れる主な取組み

現時点における「集中改革期間に財政効果が現れる主な取組み」の概要及び想定効果額は下表のとおりです。主な取組みを全て実行する場合の想定効果額は12.3億円（効果額の試算ができたものの金額）となっています。

※ 本表の見方及び注意点

- ① 「集中改革期間における効果額」の欄に記載した金額は、現時点で試算した概算額であるが、一定の効果額は見込まれるものの、具体的な額の提示が困難なものについては「－」として表示している。
- ② 3の項目中の「岸貝清掃施設組合のごみ処分手数料の見直し」は岸貝清掃施設組合議会の議決事項であるなど、今後関係者調整により、金額及び実施時期の変更が生じる可能性があるものが含まれている。
- ③ 本表に掲載したもの以外にも財政効果が現れる取組みを今後検討し、更に効果額の上積みを目指していく。
- ④ 本表に記載した取組みは、単に集中改革期間における収支不足の埋め合わせに留まるものではなく、2022年度以降も効果が持続し、持続可能な行財政基盤の確立に資するものを含んでいる。

取組	取組内容	考え方	集中改革期間における効果額(単位:千円)				
			2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	合計
<b>1. 給与、人員体制等の見直し</b>			579	35,439	35,439	44,663	116,120
更なる職員給与の削減	市職員の給与について追加の削減を実施する。 【2019年度から実施】	2018年度4月から実施している市職員の給与削減の取組みに追加して、給与の一時的な削減を実施する。 ・市長の給与削減(30%減額⇒35%減額)・副市長・教育長の給与削減(20%減額⇒25%減額)・部長級・課長級職員(管理職手当の削減額の増額)	0	14,763	14,763	14,763	44,289
職員福利厚生事業に対する公費支援の廃止	市職員の福利厚生に係る公費支援を廃止する。 【2019年度から実施】	他団体の取組状況等を踏まえ、市職員の福利厚生に係る公費支援を廃止する。	0	8,937	8,937	8,937	26,811
職員旅費の見直し	職員旅費の水準及び運用方法を見直す。 【2018年度から実施】	他団体との水準比較等を踏まえ、旅費のうち、日当及び宿泊料等の水準及び運用方法を見直す。	579	2,315	2,315	2,315	7,524
公立保育所の保育士等の人員体制の見直し	公立保育所の人員体制の見直しを進める。 【2020年度から実施】	国基準を超える配置基準により高コストとなっている公立保育所の運用方法を見直し、保育士及び調理士の配置基準について国基準を基本として改めるとともに、実態に即して必要な加配を行うほか、人員体制の見直しを進める。	0	0	-	-	-
学校校務員の体制の見直し	学校校務員の人員体制を見直し、非正規化又は委託化を進める。 【2019年度から実施】	学校校務員事務については、大阪府内市町村の約6割が民間委託を導入しており、国においても民間委託を前提とする財源措置がなされていることから、正規職員配置による直営方式を改め、段階的に非正規化又は民間委託化を進める。	0	9,424	9,424	18,648	37,496
<b>2. 公共施設の管理運営コストの削減</b>			0	25,015	25,015	25,015	75,045
施設の管理運営方法の見直し	施設の管理運営方法を見直し、コストを削減する。 【2019年度から実施】	施設警備の手法の見直し(機械警備の導入により人的警備を廃止する。)や指定管理施設の運用の見直し等により、公共施設の管理運営コストの削減を図る。 (対象施設:文化会館、保健センター、産業高校、公園・スポーツ施設等)	0	13,000	13,000	13,000	39,000
電力調達コストの削減	電力調達における競争入札導入施設の拡大などにより、電力調達コストの削減に取り組む。 【2019年度から実施】	電力調達に係る運用指針(ガイドライン)を新たに策定し、当該指針に基づき、競争入札導入施設の拡大などに取り組み、電力使用料金の節減を図る。	0	12,015	12,015	12,015	36,045
公共施設の省エネ化推進	市有施設の省エネ化を推進する。 【2019年度から実施】	コスト削減の観点等を踏まえ、市有施設の照明のLED化などに取り組み、省エネ化を推進する。(対象施設:学校施設、交通安全灯等)	0	-	-	-	-
<b>3. 企業会計への繰出金、一部事務組合への負担金の見直し</b>			0	465,278	146,942	217,122	829,342
下水道事業会計への繰出金の見直し	下水道事業の累積資金不足解消を目的とする一般会計からの繰出金を見直す。 【2019年度に実施】	会計間の負担のあり方を見直し、下水道事業の累積資金不足解消については、上水道事業会計からの追加の貸付金により対応する。	0	394,246	0	0	394,246
岸貝清掃施設組合におけるごみ処分手数料の見直し	ごみ処分手数料の水準及び減免制度について見直す。	現状のごみ処分手数料の水準は業務コストと均衡が取れていないため、段階的に適正な水準まで見直す。また、ごみ排出者が許可業者に委託して搬入するごみに係る減免制度については、他団体での運用事例がほとんどなく、高い減免率を適用しているため、段階的な廃止に向けて見直す。	0	71,032	146,942	217,122	435,096
<b>4. 民間事業主体への公費支援のあり方を見直し</b>			0	22,585	22,585	22,585	67,755
老人クラブ運営助成の見直し	老人クラブ運営助成金のあり方について段階的に見直しを実施する。 【2019年度から実施】	地区福祉委員会が実施している見守り訪問事業と事業手法や対象者が一部重複しているため、是正を図る。大阪府の補助金に上乗せして交付している市単独補助について、介護保険制度の財源を活用するなど、財政負担の軽減に向けて段階的に見直す。	0	2,335	2,335	2,335	7,005
社会福祉法人に対する運営補助の見直し	社会福祉法人が運営する福祉施設・事業所(児童福祉施設、障害福祉サービス事業所、高齢福祉施設等)への市単独補助金を廃止する。 【2019年度から実施】	社会福祉事業の運営は国が設計した報酬体系や財源措置により運営することが基本であること、平成28年3月31日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知による「地方公共団体が実施する補助制度において経営主体による差異を設けない」とする国の要請に沿った制度運用となっていないこと、本市と同内容の市町村単独補助を実施している事例がないことから、社会福祉法人に対する市単独補助金を廃止する。	0	20,250	20,250	20,250	60,750
看護師等養成所運営助成金の見直し	看護師等養成所運営助成金の制度を再構築する。 【2019年度から実施】	市外の医療機関に就職する卒業生が大半であること、他団体と比較して助成金額が多額となっていることから、制度を再構築する。	0	-	-	-	-
民間教育・保育施設に対する運営補助の見直し	民間教育・保育施設に対する運営補助金をゼロベースで見直し、再構築を図る。 【2020年度から実施】	以下の方向で再構築する。① 運営補助金は廃止し、すべて事業補助金とする。② 利用者ニーズに即したサービスの提供と、教育・保育サービスの質の向上が図られる制度とする。③ 国の財源措置等の対象とされている経費については、補助対象としない。④ 利用者間、事業者間での公平性の確保を担保する。	0	0	-	-	-

取組	取組内容	考え方	集中改革期間における効果額(単位:千円)				
			2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	合計
<b>5. 歳入確保策</b>			<b>0</b>	<b>12,000</b>	<b>12,000</b>	<b>12,000</b>	<b>36,000</b>
ふるさと寄附制度の活用による財源確保	本市の地域資源PRと、ふるさと寄附の増額確保に向けて、積極的に取り組む。 【2018年度から実施】	民間活用の拡充、返礼品の充実等により、本市の地域資源のPRとふるさと寄附の活用による財源確保に向けて積極的に取り組む。	効果額として計上しないが、各年度4億円以上の寄附額の確保を目指す。				
受益と負担の見直し	無料の公共施設の使用料を有料化し、適正な料金を設定する。 【2020年度から実施】	受益と負担の適正化の観点から、無料の公共施設の使用料を有料化し、適正な料金設定を行うとともに、減免基準の統一的な運用を図る。(対象施設:公民館、女性センター、学校施設開放事業等)	0	0	-	-	-
債権回収体制の強化	債権回収体制の見直しにより、徴収率の向上を目指す。 【2019年度から実施】	債権回収部門の連携促進による徴収体制の強化を図る。債権管理の一元化について検討し、方向性を決定する。	0	-	-	-	-
広告収入に係る取組みの強化	新たな広告媒体の開拓や協力事業者の確保に取り組む、広告収入の確保を図る。 【2018年度から実施】	ネーミングライツ等未活用の広告媒体を調査研究し、更なる自主財源の確保に努める。また、広告主募集の際には、事業者に対する営業活動を積極的に実施する。	-	-	-	-	-
市有施設における自販機設置への競争入札導入	市有施設における自販機設置に競争入札を導入する。 【2018年度から入札実施】	市有施設を有効活用し、税外収入の確保を図るべく、市有施設における自動販売機設置に競争入札を導入する。(2018年度中にスポーツ施設・公園施設について競争入札を実施。2019年度以降、庁舎等の直営施設や指定管理期間の更新を迎える施設等について、順次競争入札を導入する。)	0	12,000	12,000	12,000	36,000
<b>6. 市の役割の最適化及び行政サービス水準の適正化の観点から実施する事務事業の見直し</b>			<b>3,220</b>	<b>32,336</b>	<b>36,336</b>	<b>36,336</b>	<b>108,228</b>
テレビ市政だよりの廃止	テレビ市政だよりを廃止する。 【2019年度から実施】	広報手段の多元化が進行していること、視聴者がテレビ岸和田の契約世帯に限定されることから、テレビ市政だよりを廃止する。	0	8,907	8,907	8,907	26,721
都市政策調査研究事業の見直し	都市政策調査研究事業のうち、専門研究を休止する。 【2019年度から実施】	研究成果の施策への活用が十分に図られていなかったことから、今後は研究成果を活かした施策の具体化に重点を移す。	0	3,335	3,335	3,335	10,005
地域福祉活動事業の見直し	福祉機器・介護用品展示事業を廃止する。 【2019年度から実施】	民間事業者においても代替サービスが提供されていることから、公民の役割分担の適正化の観点から見直しが必要と判断し、廃止する。	0	2,250	2,250	2,250	6,750
障害者相談支援事業の見直し	障害者相談支援事業に係る委託料の縮減に取り組むとともに、基幹相談支援センターの民間委託化を検討する。 【2021年度から実施】	障害者相談支援事業の委託料の水準について、他団体と比較して高額であること、受託事業者間で不均衡が生じていることから、適正化を図る。また、公民の役割分担の適正化の観点から、基幹相談支援センターの民間委託化を検討する。	0	0	0	-	-
夏期障害児学童保育の廃止	夏期障害児学童保育を廃止する。 【2019年度から実施】	本事業と児童福祉法の改正により創設された放課後等デイサービス事業は、サービスの対象者・内容が重複しており、放課後等デイサービス事業所が増え続ける状況の下では、既に民間による代替サービスの提供体制が整備されていると判断されるため、廃止する。	0	3,628	3,628	3,628	10,884
商工業振興事業の見直し	産業フェアの公費負担を廃止する。 【2020年度から実施】	市内商工業者の製造、販売する商品、製品、技術を広く紹介し、販路・取引の拡大に繋げるという事業目的との関連において、効果が明確に現れていないことから、産業フェアの公費負担を廃止する。	0	0	4,000	4,000	8,000
観光振興事業の見直し	新たな民間活用による観光振興の方途について模索する。菊花大会は、廃止又は公費負担のない方法により実施する。 【2019年度から実施】	本市の豊富な観光資源を活かした新たな民間活用による観光振興の方途について模索する。菊花大会については、参加者が特定団体の加入者に限定されている側面があるため、廃止又は公費負担のない方法により実施する。	0	2,500	2,500	2,500	7,500
カーネーション関連事業の見直し	カーネーションショップ等に係る公費負担を廃止する。 【2019年度から実施】	観光振興及び集客に一定の効果をあげたものの、近年はその効果が限定的になりつつあることから、事業として一定の役割を果たしたと判断し、廃止する。	0	2,800	2,800	2,800	8,400
自転車駐車対策事業の見直し	引き続き事業費の縮減等を検討するとともに、返還手数料を引き上げる。 【2018年度から実施】	事業費の削減に向けて、引き続き啓発回数の見直しに取り組む(道路状況に影響のない範囲で回数を見直す。)とともに、返還手数料の引き上げにより、放置自転車の抑制を図る。	3,220	3,220	3,220	3,220	12,880
学級講座等運営事業の見直し	高齢者大学の社会見学について、参加者の交通費に係る公費負担がない方法により実施する。 【2019年度から実施】	高齢者大学の社会見学について、参加者に受益が偏っているため、受益と負担の適正化の観点から、見直しを実施する。	0	2,196	2,196	2,196	6,588
競技スポーツ振興事業の見直し	市民体育大会に係る事業費を縮減する。 【2019年度から実施】	2017年度より市民体育大会と秋季総合体育大会を統合し、年1回開催の市民体育大会として実施していることから、年1回の大会として妥当な公費負担の水準に改める。	0	3,500	3,500	3,500	10,500
<b>合 計</b>			<b>3,799</b>	<b>592,653</b>	<b>278,317</b>	<b>357,721</b>	<b>1,232,490</b>

この財政効果の大半は、2022年度以降の各年度にも持続する。

持続可能な行財政基盤の確立に向けて取組みを強化する

### 3 集中改革期間（2018年度～2021年度）に着手する取組み（持続可能な市政運営を実現するための構造改革）

繰り返し収支不足に直面するぜい弱な財政体質から確実に脱却し、持続可能な行財政基盤を確立するため、構造改革を断行します。将来にわたって財政規律を確保し、健全な財政運営を行うため、(仮称)岸和田市健全な財政運営に関する条例の制定を検討します。

取組項目	取組内容	考え方	いつまでに、どのような効果を上げるか
1 幼児教育及び保育のあり方の抜本的な見直し	① 0歳から5歳までの就学前の子どもに対する幼児教育・保育のあり方について一体的に検討を進める。② 公民含めた教育・保育施設の再配置を推進する。③ 市立幼稚園及び公立保育所の認定こども園化及び民営化を進める。	幼児教育・保育に係る需要の動向や、幼稚園と保育所で提供されるサービスの同質化が進められている状況を踏まえ、本市の0歳から5歳までの就学前の子どもに対する幼児教育・保育のあり方について一体的に検討を進める。	2019年度中に市立幼稚園(23園)及び公立保育所(11園)の再配置計画案を策定し、2020年度を始期とする子ども・子育て支援事業計画に反映させる。
2 小中学校の規模の適正化と適正配置の推進	学校規模の適正化と適正配置を推進する。	ピーク時と比較して児童生徒数が半減し、学級数の減少が進行する小中学校について、教育環境に与える影響等を踏まえ、規模の適正化と適正配置を推進する。	小中学校等規模及び配置適正化審議会における議論を踏まえ、2019年度中に小中学校の規模適正化及び適正配置の実施方針を示す。
3 公共施設マネジメントの積極的な推進 (施設保有量の適正化と公共施設の適正配置の推進)	※ 厳しい財政的な制約の中で、現在保有している施設総量を維持することは不可能である。結論を先送りすることにより、次世代に大きな負担を残すことを避けるため、施設の統廃合や複合化を始めとする公共施設マネジメントに積極的に取り組み、施設保有量の適正化と公共施設の適正配置を推進する。		
● 浪切ホール	文化施設・ホールのあり方全般について再検証し、施設のあり方を決定する。	文化施設・ホール全体で見ると、市の財政規模に比して大きな施設規模を有している状況にあり、文化施設全体のあり方について再検証が必要である。サウンディング調査等により売却も含む民間活力導入の方策を検討する。	2020年度までに実施方針を決定する。
● 高齢者ふれあいセンター朝陽	他の公共施設との機能集約を検討する。	機能が類似する他の公共施設との機能集約による統合を検討する。	2019年度～(調整)
● 牛滝温泉やすらぎ荘	牛滝地域の観光資源について、新たな民間活力導入手法による活性化を目指す。	民間活用を図り魅力のある施設運営を目指し、サウンディング調査により民間ニーズを把握し、新たな施設の活用手法を検討する。	2018年度～ サウンディング調査実施 2019年度～ 新たな事業手法による運用開始
● 城周辺の文化・観光施設等 (岸和田城、二の丸公園、だんじり会館等)	新たな民間活用手法を導入し、城周辺の観光資源の一体的な活用を図る。	岸和田城、二の丸公園、岸和田だんじり会館等の城周辺の観光資源を一体的に活用して賑わいを創出する。	2018年度～(検討)
● 市営住宅	市営住宅の計画戸数の縮小を検討する。	今後の人口減少の傾向や民間住宅の供給状況を踏まえ、岸和田市営住宅ストック総合活用計画における計画戸数の需要予測を見直し、計画戸数の縮小を検討する。	2018年度 岸和田市営住宅ストック総合活用計画の見直し 2019年度～ 計画見直しを踏まえ実施
● 公民館	機能集約も含め、今後の施設のあり方を検討する。	老朽化が進行する公民館について機能集約、適正配置の観点等を踏まえ、今後の施設のあり方を検討する。	2020年度までに実施方針を決定し、個別施設計画に反映する。
● 市民プール	市民プールについて、集約も含め、あり方を検討する。	老朽化が著しく進行している市民プールのあり方について早期に方向性を定める必要がある。	2020年度までに実施方針を決定し、個別施設計画に反映する。
● 市民体育館及び心技館	市民体育館(中央、春木)及び心技館の機能を集約するなど、あり方を検討する。	老朽化が著しく、耐震未対応の市民体育館2館と心技館について、機能を集約するなど、あり方を検討する。	2020年度～ 個別施設計画に反映
● 青少年広場	青少年広場のあり方を見直し、地元への譲渡、廃止、有料化も含めて検討する。	施設の利用状況や費用対効果の観点を踏まえ、青少年広場のあり方について見直しを検討する。	2020年度までに実施方針を決定し、個別施設計画に反映する。
● 自然資料館	自然資料館のあり方について検討する。	施設の利用状況や費用対効果の観点を踏まえ、自然資料館のあり方について見直しを検討する。	2020年度までに実施方針を決定し、個別施設計画に反映する。
● 学校施設の複合化	学校教育施設の複合化を推進し、施設の有効活用を図る。	学校教育施設の複合化を推進し、児童生徒の教育環境の向上と地域住民との交流促進を図るとともに、市が保有する公共施設等の6割を占める学校教育施設の有効活用を図る。(学校施設としての利用のほか、生涯学習や地域コミュニティの拠点等としての活用を検討する。)	2019年度～(実施)
4 人員体制の見直しと民間委託化の推進	※ 効率的で質の高い行政サービス提供体制を構築するため、人員体制の見直しと民間委託化の推進に取り組む。		
● 公立保育所における人員配置の見直し(再掲)	公立保育所の人員体制の見直しを進める。	国基準を超える配置基準により高コストとなっている公立保育所の運用方法を見直し、保育士及び調理士の配置基準について国基準を基本として改めるとともに、実態に即して必要な加配を行うほか、人員体制の見直しを進める。	2020年度～(実施)
● 学校校務員の非正規化又は民間委託化(再掲)	学校校務員の人員体制を見直し、非正規化又は委託化を進める。	学校校務員事務については、大阪府内市町村の約6割が民間委託を導入しており、国においても民間委託を前提とする財源措置がなされていることから、正規職員配置による直営方式を改め、段階的に非正規化又は民間委託化を進める。	2019年度～(実施)
● 直営によるごみ収集体制の見直し	8%の直営によるごみ収集体制の必要性について再検証する。	直営によるごみ収集体制の必要性について、費用対効果の観点を含め再検証する。	2018年度～(再検証)
● 総合窓口設置と民間委託化の検討	新庁舎建設後の総合窓口設置と民間委託化について検討を進める。	効率的で質の高い行政サービス提供体制を構築するため、新庁舎移転後の総合窓口設置と民間委託化について検討を進める。	2019年度(実施方針を決定)
● 斎場の管理運営への民間活用導入	斎場の管理運営に民間活力を導入するとともに、火葬手数料の適正化を図る。	新斎場開設と合わせて、管理運営に民間活用を導入するとともに、火葬手数料の料金設定の適正化を図る。	(斎場の建替えに合わせて検討)
● 図書館の管理運営の見直し	図書館の管理運営のあり方について検討する。	図書館の管理運営のあり方について、新たな民間活力の導入を含め、検討を進める。	2020年度までに実施方針を決定
5 受益と負担の見直し	※ 施設使用料等に係る受益と負担の公平性と公正を確保し、市民負担の適正化を図る。		
● 公共施設使用料の見直し(再掲)	無料の公共施設の使用料を有料にするほか、施設使用料の適正化を進める。	受益と負担の適正化の観点から、無料の公共施設(公民館、女性センター、学校体育施設開放事業他)の使用料を有料にするとともに、減免基準の統一的な運用を図る。有料施設についても、使用料の適正化を進める。	2020年度～(実施)
6 広域行政の推進	※ 他の地方公共団体との広域的な連携を積極的に推進し、効率的で質の高い行政サービス提供体制を確立する。		
● 斎場の整備、管理運営の広域化	広域化に関わる課題について多角的に検討する。	施設整備費と長期的な管理運用コストの抑制、災害時における対応等の斎場の広域化に関わる課題について多角的に検証を進める。	2018年度～(検討)
● し尿の広域化	広域化に関わる課題について多角的に検討する。	広域処理に移行する場合の費用負担、搬入ルート、跡地の利活用等の広域化に関わる課題について多角的に検討した上で、調整を進め、早期に方向性を決定する。	2018年度～(検討)
● ごみ処理の広域化	広域化に関わる課題について多角的に検討する。	今後施設の維持管理に多大なコストを要するを見据えて、施設の有効活用や長期的な管理運用コスト削減の観点を踏まえ、多角的に検討を進める。	2018年度～(検討)
● 消防の広域化	広域化に関わる課題について多角的に検討する。	広域化に関わる課題について多角的に検討し、メリット、デメリットについて慎重に検証を進め、方向性を決定する。	2018年度～(検討)
● 水道事業の広域化	広域化に関わる課題について多角的に検討する。	広域化に関わる課題について多角的に検討する。今後の施設整備については、広域化を踏まえて、適切に判断する。	2018年度～(検討)
7 (仮称)岸和田市健全な財政運営に関する条例の制定	(仮称)岸和田市健全な財政運営に関する条例の制定を検討する。	将来にわたって財政規律を確保し、健全で持続可能な財政運営に資するため、『(仮称)岸和田市健全な財政運営に関する条例』の制定を検討する	2018年度～(検討)

#### 4 行財政改革により生み出した財源を活用して拡充する施策

行財政再建プランを策定する真の目的は、『財源を生み出す』ことそのものではなく、改革によって生み出した貴重な財源を活用して、『岸和田のまちの魅力を増進させる施策を展開しながら、安定的で持続可能な市政運営を実現する』ことにあります。以下は、今後新たに取り組んだり、拡充を図る予定の施策の一部です。2019年度予算編成がその具体化に向けての第一歩になりますが、今後、岸和田市民のため、岸和田のまちをより良くしていくために効果的な施策を積極的に展開してまいります。

#### ★今後新たに取り組む施策又は拡充する施策

- 子育て世帯が安心して子どもを産み、育て、働くことのできる環境を創出するための子育て施策の充実
- 未来を支える子どもの学力向上を図るための教育施策の充実
- 岸和田城周辺の文化・観光資源を活用した外国人観光客の誘致など観光施策の充実
- 老朽化が進行し、耐震性に課題のある庁舎の早期の建替え
- 市民サービスの向上を実現するための中核市移行 など

#### 5 行財政再建プラン（確定版）に盛り込んだ取組みを着実に進めるために

行財政再建プランの中間報告には、本市が直面する財政危機を乗り越え、持続可能な市政運営を実現させるために集中改革期間（2018年度～2021年度）に構造改革に着手する改革メニューを盛り込みました。岸和田の誇りを取り戻す気持ちで、一つひとつの改革を着実に前進させ、成果をあげられるよう、2019年度当初には全庁各課の取組みをサポートしながら、進捗管理を行うことを担当するセクションを設置して、プランに掲げた取組みを進めてまいります。

#### ※ 財政健全化に向けた岸和田市議会における取組み

この行財政再建プランの改革メニューのほかに、岸和田市議会においても、議員報酬の削減（10%減額、2018年度から実施）や議員定数の削減（2名削減、2019年度から実施）など、財政健全化に積極的に取り組んでいただいております。その集中改革期間における財政効果は88百万円余りに上ると見込まれます。これらの貴重な財源も有効に活用させていただきながら、より良い岸和田のまちづくりと持続可能な市政運営の構築に取り組んでまいります。

## 「補助金等のあり方・方向性について」

### 1 はじめに

岸和田市では、危機的な財政状況の下、持続可能な市政運営を実現するための抜本的な行財政改革によって財政健全化を確実に実現することをめざしており、その実現に向けた取組みの一環として、「補助金等のあり方・方向性」について、本委員会の意見を踏まえ、補助金等の適正化に向けて、取組みを具体化することとしている。

### 2 補助金とは

特定の事業等を育成・助長するために国又は地方公共団体が団体等に対し支出するものであり、相当の反対給付を受けないものをいう。

地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、補助金は公益上必要があるものに限定される。

### 3 補助金等の適正化に向けて

社会情勢がめまぐるしく変化する中、行政需要の拡大・多様化など、地方公共団体を取巻く状況は大きく変わってきている。このような中、岸和田市では、当面の収支不足への対応、持続可能な市政運営の実現をめざし、行財政の抜本的な改革に取り組むこととしている。

本委員会では、行財政改革の一翼を担う「補助金等の適正化」に向け、必要な提言等を行う。

このため、基本方針、基本原則を確認しつつ、適正化に向けて、現在運用している補助金等を課題ごとにグルーピングし、対応を検討していくという方式で議論をすすめる。

#### 【基本方針(案)】

今後、原則、事業補助を基本とし、補助により達成しようとする施策目的に即して、効果が十分に発現する制度設計及び運用とすること。

事業の立上げ支援等、一定期間、団体等が自立的な運営に移行するまでの間必要な補助については、例外的に団体運営補助を認めるものの、原則として、終期設定を行うこと。

## 【基本原則(案)】

○ 「公益性」、「公平性」、「適格性」、「有効性」、「透明性」を基本原則とする。

### ① 公益性

補助の目的及び効果が、市民の福祉の向上に寄与するものであるとともに、特定の者への利益の供与に留まらず、広く公益の増進につながるものであること。

### ② 公平性

同種同等の事業を実施する団体等の中で、補助金交付の有無や補助額の設定など、補助制度の運用における公平性を確保すること。

### ③ 適格性

補助の交付対象は、過度に補助金に依存することなく、自主的かつ自立的な運営を行うとともに、法令を順守し、会計処理及び補助金の使途について適切に管理する団体等とすること。

### ④ 有効性

補助の目的及び効果が、市民ニーズに対応するとともに、市が推進する施策の実現に資するものであること。また、費用対効果が十分に認められるものであること。

### ⑤ 透明性

市民への説明責任を果たすため、補助の必要性及び効果について客観的に検証を行うとともに、補助の目的、効果、交付実績等について公表すること。また、交付先団体等から、補助の運用状況を確認するために必要な資料の提出を求め、運用の適正を確保すること。

○ 上記に加え、補助事業に関しては、次のとおり取り扱うことを基本とする。

- ・ スクラップアンドビルドの徹底、既存補助金の整理・統合
- ・ 特段の必要性が認められる場合を除き、国庫支出金や府支出金を伴う事業に係る上乗せ補助は、行わない。
- ・ 国や府の制度に基づく補助は、当該制度が終了した時点において、原則として廃止する。
- ・ 補助金が補助対象事業費や補助事業者の活動経費を上回った場合は精算・戻入を徹底する。
- ・ 交付先団体等の自立的な運営を促進する観点から、過度な行政関与について見直す。

※ 上記の【基本方針(案)】及び【基本原則(案)】を踏まえつつ、補助金の適正化に向けては、補助金全体を課題別にグルーピングし、それぞれに対する対応(適正化)を設定する。

## 【課題(案)】

(1) 事業補助となっていない。(団体運営補助)

ア) 補助金の交付基準(補助対象経費、補助金額の設定根拠等)が不明確

イ) 補助が固定化、既得権化し、公益の増進を目的とする団体等の事業、活動の活性化に結びついてない。

ウ) 団体等の活動が補助を前提としたものとなることで、団体の自立が阻害されている。

(2) 事業補助となっている。

ア) 補助により達成しようとする施策目的が不明確

イ) 補助金の交付基準(補助対象経費、補助金額の設定根拠等)が不明確

ウ) 社会経済情勢が変化する中で、補助効果が薄れ、補助目的が陳腐化している。

(3) 補助事業者が別の事業主体に再補助している。

(4) 会費収入や余剰金など、補助金以外の財源による事業実施や活動が可能である。

(5) 国又は府基準で実施している

→ 補助事業をグルーピングするために、便宜上、(5)として設けるものであり、適正化の対象とするものではない。

## 【対応(案)】

### (1) 事業補助への転換

補助の目的及び対象の明確化を図るため、市民ニーズに対応した新たな事業展開や活動に結びつく事業補助への転換を図る。

団体運営補助については、特に公益性が高い事業を実施しようとする団体等が設立される際に、当該団体等の自立的な運営が可能となるまで間に限り(3年程度)、必要な支援を行う場合に限定する。

### (2) 補助金交付により達成しようとする目的の具体化及び明確化

補助により達成しようとする目的について、市民の福祉の向上に寄与するものとなっているか、受益が特定の者に偏らず、補助事業の対象及び効果が広く市民に及ぶ内容となっているか、市民ニーズに対応したものとなっているか、という観点から検証した上で、その内容を具体化し、補助要綱に明記する。

### (3) 補助対象経費の具体化及び明確化

補助の対象とする経費については、補助の目的を達成するために直接的に必要となる経費に限定し、公金の使途として不適切な経費や団体等の運営に係る一般管理経費については対象としない。

従って、以下に掲げる経費については、補助の対象外とする。

- ・人件費(正規職員人件費)
- ・交際費
- ・慶弔費
- ・飲食費、懇親会費
- ・視察研修費・研究費(事業・活動に直接的に効果を及ぼす内容のものを除く)
- ・積立金
- ・他団体への負担金及び補助金
- ・その他社会通念上公金で賄うことが相応しくないもの

#### (4) 補助金額等の設定の適正化

補助金が自主的に公益的な事業を行う団体等に対する支援であることを踏まえ、補助金額は、原則として補助対象経費の 1/2 以下に設定することとし、それを上回る補助を行う場合は、特にその必要性につき客観的かつ合理的な根拠がある場合に限定する。

また、定額補助については、原則として、補助率又は補助単価の設定等により補助金の算定根拠を明確化する方向で見直す。

#### (5) 補助効果等を定期的に検証、自立支援を目的とする団体運営補助については終期を設定

補助金交付により達成しようとする施策目的、補助による効果、手法の妥当性(補助金額の設定、補助対象経費等)等について定期的に検証し(新規の補助制度については 3 年に 1 度、既存の補助制度については 5 年に 1 度)、補助制度の継続の可否や手法の見直しについて検討する。

また、団体等の自立支援を目的とする団体運営補助については終期を設定する。

#### (6) 再補助の原則、禁止

他団体への再補助は、原則として禁止する。

#### (7) 団体等の自立的な活動の推進

会費収入や余剰金など、補助金以外の財源による事業実施や活動が可能である場合は、補助を減額、停止又は廃止する。

### 【用語説明】

事業補助：団体等が実施する特定の事業又は活動を支援するため、その財源として、補助金を交付するもの

団体運営補助：団体等の運営又は活動全般に対する支援として、補助金を交付するもの

(参考) 課題と対応の相関関係

課 題		対応(基本パターン)	備 考	
(1)	ア	(1) (2) (3) (4)	課題複数となる場合、対応も変化 (例) 課題：(1)ーイ、ウ及び(4) 対応：(1) (2) (3) (4) (5) (7)	
	イ	(1) (2) (3) (4)		
	ウ	(1) (2) (3) (5)		
(2)	ア	(2)		
	イ	(3)、(4)		
	ウ	(2)、(5)		
(3)		(6)		
(4)		(7)		
(5)		岸和田市として実施の可否、規模を判断		